

【令和6年度】

あきる野市

# 自転車用ヘルメット助成事業

ヘルメット着用の普及促進と事故被害軽減のため

ヘルメット**購入費用**  
の一部を**補助**します！



## 1 対象者

- ・市内に住所があり、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに自転車乗車用ヘルメットを購入した方（同助成金を受けてない方）
- ・自転車乗車用の新品のヘルメットであること。
- ・安全基準に適合する自転車乗車用認証マーク（※）があること。  
※SG、CE(EN1078)、JCF、CPSC(CPSC1203)、GS、CFなど
- ・購入時の領収書があること。
- ・助成金の振込口座があること。



## 2 助成金額等

- ・ヘルメット1個につき、2,000円（2,000円未満のヘルメットは購入金額）  
※購入費のうちポイントなどで支払った分は、助成金の対象になりません。
- ・1人につき1個で1回限り

## 3 申込み受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで（予算の範囲内）

- ・窓 口 午前8時30分から午後5時15分まで  
（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始除く）
- ・郵 送 令和7年3月31日（月）当日消印有効

## 4 申込受付窓口

- (1) 本庁舎4階 地域防災課地域安全係
- (2) 五日市出張所 市民総合窓口係

お問い合わせ先：地域防災課 地域安全係  
☎042-558-1111（内線2345）

## 5 申込受付、決定及び振込方法

(1) あきる野市自転車用ヘルメット着用普及促進助成金交付申請書(様式第1号)に領収書、認証マークの写し及び申込者の公的身分証明書の写しを添付し、受付窓口  
に持参又は郵送により提出してください。

※申込書は、申込受付窓口のほか、あきる野市のホームページからダウンロード可能

(2) 代理人が申込みをする場合(保護者除く)、申請者からの委任状、代理人の公的身分証明書等を窓口へ持参してください。

(3) 申込書の内容を審査し、助成の可否を決定します。

(4) あきる野市自転車用ヘルメット着用普及促進助成金交付決定通知書(様式第2号)、又は自転車用ヘルメット着用普及促進助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知します。

(5) 交付決定した時は、申請者の指定された口座へ振込みします。

## 6 請求等の提出について

申請者の負担軽減を考慮し、申請書提出時に請求書「自転車用ヘルメット着用普及促進助成金請求書(様式第4号)」及び申請者の通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、提出してください。

※不交付の時は不交付決定通知書とともに、返却します。

## 7 決定時期

申請後、翌月末を目途に通知します。

## 8 振込時期

申請後、翌々月末までに指定された口座に振込みします。

### 《必要なもの》・・・以下6点

- ①申請書
- ②領収書の原本(レシート可)
- ③自転車乗車用認証マークの写し(写真可)
- ④公的身分証明書の写し  
(運転免許証、健康保険証、個人番号カード等)
- ⑤請求書
- ⑥振込先口座の通帳の写し



森っこサンちゃん

領収書がない方、記入方法が不明な方など、連絡してください!

地域防災課地域安全係  
☎042-558-1111  
(内線2345)

東京都自転車安全学習アプリ『輪トレ(りんトレ)』  
スマートフォンで手軽に自転車のルール・マナーを学べる  
無料の体験型学習アプリです!



iOS



Android